

議案第 70 号

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 7 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和4年8月8日付け人事院勧告に伴い、国家公務員に準じて本町の一般職職員の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることにあわせて、議会議員の期末手当の支給月数を0.10月引き上げるため、この条例案を提出するものです。

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬等条例（昭和40年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合においては100分の205、12月に支給する場合においては100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 議会議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の議会議員報酬等条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3条 この条例による改正前の議会議員報酬等条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の議会議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会議員報酬等条例（昭和40年条例第6号）新旧対照表
（議会議員報酬等条例の一部を改正する条例第1条による一部改正）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合には100分の205、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

議会議員報酬等条例（昭和40年条例第6号）新旧対照表
（議会議員報酬等条例の一部を改正する条例第2条による一部改正）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>